

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会リフト付きバス助成規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、障がい者等が自立と社会参加を図るとともに見聞を広げるべく行う旅行、レクリエーション事業等のために、リフト付き大型観光バス（以下「リフト付きバス」という。）を利用する場合、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会（以下「協会」という。）が助成を行うについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成を受けることができる団体は、大阪府内に本拠を有する次に掲げる団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 障がい者（児）団体又は関連施設等
- (2) その他協会理事長が認めた団体

(助成対象バス)

第3条 団体又は団体と契約した旅行業者等が一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）と第1条に定める事業等のため、リフト付きバスによる運送契約を結び、当該バスを利用したときに限り、協会は予算の範囲内で助成を行うものとする。

(助成額等)

第4条 助成額は、1台1日につき、20,000円とする。

2 協会は、1日につき2台まで、又は1台につき2日まで助成を行うことができる。

第2章 助成手続き

(助成申込)

第5条 助成を受けようとする団体は、当該利用日の3週間前までに、助成申込書（様式第1号）により協会に申し込むものとする。

(決定通知)

第6条 協会は、前条の申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、助成することを決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申込み団体に通知するものとする。

2 協会は、助成対象とならないと決定したときは、申込み団体に対し、しかるべき方法をもってその旨を通知するものとする。

(事業完了届及び助成金の請求)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた団体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届(様式第3号)に第3条に定める運送契約を結びリフト付きバスによる運送が行われ、かつ運送料金を支払ったことを証する書類を添えて、協会に対し助成金交付請求書(様式第4号)により助成金の請求を行うものとする。

(助成金の支払い)

第8条 前条に規定する請求書を受領したときは、協会は、添付書類を審査のうえ、請求した団体に対し、遅滞なく助成金を支払わなくてはならない。

第3章 補 則

(事故時の対応等)

第9条 事故その他バスの運行から生じた事案について、その処理は、バス事業者の一般貸切旅客自動車運送事業運送約款等、当該事業者の定めるところに従うものとする。

(その他)

第10条 バスの運行について、この規程によりがたい事情が発生したときは、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日施行の社会福祉法人大阪障害者自立支援協会「なにわセンチュリー号(リフト付きバス)」の利用に関する規程は、廃止する。
- 3 平成25年4月1日施行の障がい者お出かけ友の会会員規程は、廃止する。

附 則

- 1 この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日施行の「リフト付き観光バスによる運送割引あつ旋規約」は廃止する。